

## 第12回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成23年1月28日（金） 13：30～15：34

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201・202会議室

出席者：

委員

太田会長、金子副会長、相田委員、菊地委員、坂内敏夫委員、坂内正明委員、渋井委員、  
関谷委員、長谷川委員、星野委員、松本委員、室井委員、吉田委員

欠席者2名

市

江連上下水道部長、舟岡下水道課長、久利生下水道課長補佐兼下水道建設係長、稲垣  
普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、飯田主任、北村主任、印南主事  
コンサルタント（日本水工設計株式会社）

山元 裕美、岩井 達司

事務局（舟岡）	<p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今より第12回下水道審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。新しい年を迎えまして、早いもので、あと3日で1月も終わります。そういった中、先に行われました都道府県対抗男子駅伝大会で、栃木県の男子が優勝という、大変おめでたいニュースが入ってきました。卯年の今年はいいことがたくさんあるのかなと、そんな風に思っているところでございます。</p> <p>さて、この審議会もいよいよ最終段階となります。「下水道中期ビジョン（案）」、それからパブリックコメントを行いまして、あと2回でいよいよ答申というスケジュールでございます。本日もよろしくご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、鈴木委員と三本木委員よりは欠席のご連絡をいただいております。吉田委員については、遅れるということでお伺いしております。渋井委員についてはまだお見えになっていませんが、始めさせていただきたいと思っております。それから、今回もコンサルの同席をご許可いただきたいと思います。また、先に郵送しました資料をもしお持ちにならなかった方がいらっしゃいましたら、こちらに用意してありますので、事務局にお申し出ください。</p> <p>それでは、太田会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。</p>
太田会長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。今ご案内がありましたように、あと2回ということで、2カ年にわたり、本当に熱心なご審議をいただきました。ありが</p>

<p>事務局（相葉）</p>	<p>とうございました。今日の審議会で、最終的なとりまとめの案をご審議いただくこととなります。今までと同じように、あるいはそれにも増して、引き続き熱心なご議論を是非とも頂戴したいと思います。よろしくお祈りいたします。</p> <p>それでは、本日予定しております議事は、3点ございます。最初の議題は、「下水道中期ビジョン（案）」についてでございます。これは既に委員各位のところに事前に配布済みと聞いております。これにつきまして、まず事務局の方からご説明いただいた後に、それぞれのご意見をお出しいただきたいと思っております。では事務局の方からご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、「下水道中期ビジョン（案）」についてご説明をさせていただきますが、本編の第1章の位置付け、第2章の現状と課題、第3章の基本理念と方針につきましては、昨年度ご審議をいただき、取りまとめた結果として、中間答申をさせていただきます。さらに、第4章の目標設定と今後の施策につきましては、先の第10回の審議会におきまして、久利生課長補佐より説明させていただきますことと、委員の皆様事前に確認をいただいているということで、第1章から第4章までの説明は割愛させていただきます。</p> <p>そうしますと、今年度の審議会のテーマになっております、第5章及び第6章を中心に説明をさせていただきます。説明終了後に、全般にわたるご質問、加筆訂正等を受け付けたいと思っておりますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>再度確認をさせていただきますが、本中期ビジョンにつきましては、最終答申を導き出すための指針であり、また裏付けとしての基礎となるものでありますことをご承知おきいただきまして、審議を進めていただきたいと思っております。</p> <p>早速、厚い方の「中期ビジョン（案）」の方で説明申し上げたいと思っております。「第5章 下水道財政の見通しと下水道事業経営のあり方」の説明に入らせていただきます。</p> <p>本章につきましては、今年度、委員の皆様メインテーマとしてご審議いただきました部分であります。本編では5-1ページから5-14ページまでに、概要版では10ページから12ページまでの3ページにまとめさせていただきます。</p> <p>まず本編5-2ページをご覧ください。ここには、序文として、第5章の内容の主旨を示させていただきます。読み上げさせていただきます。</p> <p>“国、地方も大変厳しい財政環境にある中、下水道施設の整備や維持管理には多額の事業費が必要とされます。そのため、今後下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められます。</p> <p>現在の本市下水道財政は、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費（汚水処理に関する維持管理費と資本費）のうち7割程度しか使用料収入で賄えず、不足</p>
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で補填している状況です。

一方、前項にて掲げた基本理念や基本方針を実現していくためには、汚水管渠の整備や水処理センターの増設、雨水整備、既設の管渠や水処理センターの更新等に投資していく必要があります。

そのため、今後の下水道財政においては、リスクとのバランスを考慮しながら支出の抑制（コスト縮減）を合理的に進めるとともに、費用や負担の平準化などの工夫を図りながら基準外繰入金の解消に向け、財源を確保していく必要があります。

第5章では、長期（30年間）の財政予測を踏まえて中期（10年間）における下水道財政の見通しを示すとともに、将来に向けて持続的に下水道事業を進めていくため、効率的かつ健全な下水道事業経営のあり方について示します。”

要するに、第5章では、長期の財政予測を踏まえて、中期における下水道財政の見通しと、将来に向けて持続的に下水道事業を進めていくため、効率的かつ健全な下水道事業経営のあり方の2点について、示させていただきます。

次ページに移ります。「1. 下水道財政の見通し」としまして、最初に「(1) 歳出・歳入額の見通し」について示させていただきました。

5-3ページの「1) 歳出額」と5-4ページの「2) 歳入額」に示しました表と図につきましては、財政シミュレーションの中でご確認いただきました「管渠・処理場の更新サイクルを平均耐用年数で、建設改良費を平準化して下水道事業を進めたパターンを基に金額を示したもの」が基礎となっております。

歳出額については、平成23年度から32年度の10年間で約313億円となる見込みで、うち半分近くを起債償還費が占めております。中期の最終年度の平成32年度は、約31億円の見込みとなっており、それ以降については、建設改良費や維持管理費が増加傾向にありますが、起債償還費が減少していくため、歳出額全体ではゆるやかに減少していく見通しとなっております。

続きまして、歳入額は、中期の10年間で歳出と同額の約313億円で、そのうち一般会計繰入金を約42%、使用料収入を約30%と見込んでおります。中期の最終年度の平成32年度は、歳出額と同額を見込みまして、それ以降につきましては歳出額に合わせて減少していく見通しであります。ただし、使用料収入は汚水処理量の伸びに合わせて増加していき、一般会計繰入金、特に基準外繰入金は大幅に減っていくことが予想されます。

続きまして、5-5ページに移ります。「(2) 建設改良費の見通し」について示させていただきました。

5-5ページの「1) 建設改良費」と5-6ページの「2) 建設財源」に示しました表と図につきましては、同様に財政シミュレーションの中で確認いただいております。前に述べました歳出・歳入額の算定根拠となっております。

「管渠・処理場の更新サイクルを平均耐用年数で、建設改良費の平準化を図ったシミュレーションによるもの」でございます。中期の10年、長期の30年の合計額は、両者同額となっております。

建設改良費につきましては、中期の10年間で、約89億円を見込んでおり、そのうち約6割近くを管渠の建設改良費が占めている状況です。中期の最終年度になります平成32年度においては、約11億円の見込みとなっております。それ以降については、現状よりも増加が見込まれますので建設コストの縮減に努めていきます。しかし、平成32年度以降は、水処理センターの更新事業が本格化するため、建設改良費は増加していく見通しとなっておりますので、建設改良費の平準化を図って、年度間の事業費の変動を緩和し、経費負担の急増を緩和していくものでございます。

次のページに移りまして、建設財源については、中期10年間で約89億円の見込みがありまして、起債が約58%、国庫補助金が約35%で大半を占めております。中期の最終年度の平成32年度におきましては、建設改良費と同額の約11億円の見込みで、それ以降は建設改良費に合わせて、増加が見込まれます。

続きまして、5-7ページでは「(3) 維持管理費の見通し」について示させていただきます。

維持管理費は、中期の10年間で、約70億円を見込んでおり、そのうち約4割を処理場費が占めております。中期の最終年度の平成32年度においては、約7億円の見込みとなっております。汚水処理量の伸びに合わせて現状よりも増加が見込まれますので、維持管理コストの縮減に努めていきます。

続きまして、5-8ページでは「(4) 起債償還費の見通し」について示させていただきます。

5-8ページに示しました表と図につきましても、先に示したものと同様、「管渠・処理場の更新サイクルを平均耐用年数で、建設改良費の平準化を図ったシミュレーションにより算出したもの」でございます。

起債償還費は、中期の10年間で、約154億円となる見通しです。中期の最終年度の平成32年度におきましては、起債未償還残高は約129億円を見込んでおりまして、また、1年間の起債償還費は約13億円となり、現状よりも減る見込みでございます。それ以降についても、起債償還費は減少していく見込みでございます。

次に、5-9ページでは「(5) 使用料収入の見通し」について示させていただきます。

5-9ページに示しました表と図につきましても、建設改良費の平準化を図ったうえで、使用料単価を現行単価の129.9円/m<sup>3</sup>とした場合の経費回収率の見通しを示した財源状況でございます。

使用料収入は、中期の10年間で約93億円となる見通しで、使用料対象経費となる污水处理費は約121億円と見込まれ、約28億円の財源不足が生じる見込みでございます。中期の最終年度の平成32年度におきましては、使用料収入は年間約10億円が見込まれておりまして、現状よりも増加し、経費回収率も合わせて改善に向かっていきますが、それでも約2億円の財源不足が発生してまいります。その財源不足については、污水处理費の低減、そして下水道使用料の改定等により解消に努めていきます。その後につきましても、使用料収入の増加、経費回収率の向上が見込まれますが、平成43年度から48年度に一時的に財源不足を解消するものの、長期の30年では財源不足となることが見込まれている状況です。

続きまして、5-10ページの図につきましましては、5-9ページと同様に、建設改良費の平準化を図ったうえで、使用料単価を現行の129.9円/m<sup>3</sup>とした場合の污水处理費と使用料収入を有収水量あたりで比較したものでございます。

続きまして、5-11ページでは「(6) 一般会計繰入金の見通し」について示させていただきます。

5-11ページに示しました表と図につきましましては、建設改良費の平準化を図ったうえで、使用料単価を現行単価の129.9円/m<sup>3</sup>とした場合の一般会計繰入金の見通しを示したものでございます。

一般会計繰入金は、中期の10年間で約132億円となる見通しで、そのうち基準外繰入金は約28億円となる見込みでございます。中期の最終年度の平成32年度におきましては、1年間の繰入金額は約11億円見込まれておりまして、現状よりも減少しますが、基準外繰入金は約2億円必要となっております。基準外繰入金につきましましては、経費節減、下水道使用料の適正化等により解消に努めていきます。その後についても、繰入金は減少傾向にありますが、平成43年度から47年度に一時的に基準外繰入金は解消するものの、長期では約36億円の発生となる見込みであります。

次ページに移りまして、大テーマの2つ目、「2. 下水道事業経営のあり方」としまして、最初に「(1) 基本的な考え方」について示させていただきます。内容について、読み上げさせていただきます。

“本来、使用料収入は污水处理費（污水处理に係る維持管理費と資本費）に充当されます。これは、総務省通知「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」（繰出基準）を根拠とし、同通知では、使用料収入で負担すべき経費（私費負担）の他に公費負担となる経費が明記されています。

この基準に基づき、污水处理費は私費負担分と公費負担分に分類され、私費負担分が下水道使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）となります。

使用料対象経費を使用料収入で賄えない場合には、その不足分を一般会計繰

入金により充当し、その繰入金は繰出基準に適合しないことから、地方交付税措置の対象とならない「基準外繰入金」として位置付けられます。

したがって、健全な経営を行っていくためには、基準外繰入金を解消し、経費回収率【＝使用料収入／汚水処理費（私費負担分）】を100%とすることが求められます。

本市における下水道財政の見通しでは、汚水処理費（私費負担）を使用料収入のみで賄うことが出来ず、今後10年間で約28億円の財源不足が見込まれるため、市の一般財源の持出しとなる基準外繰入金で補填する必要が生じます。

近年の厳しい財政事情を考慮すると、過度な一般会計への依存は他の市民サービスの財源を犠牲とすることとなり好ましくないことから、コスト削減を合理的に進めていくとともに、下水道使用料の改定等により財源を確保することで基準外繰入金を解消し、健全な下水道事業経営を持続させることが必要です。”

要するに、使用料対象経費の汚水処理費を使用料収入で100%以上回収して、基準外繰入金を解消していくことが、健全経営には必須であると謳っております。

続きまして、5-13ページでは「(2) 下水道使用料の改定」について示させていただきました。

最初に、「1) 使用料単価の見直し」については、テーマの1つ目である「下水道財政の見通し」で示させていただきました通り、建設改良費の平準化を図り、現行の使用料単価では基準外繰入金を解消することができませんので、今後は適正な負担区分に基づく使用料単価への見直しを行い、財源を確保していくことで、基準外繰入金の解消を図っていくというものであります。

次に、「2) 費用負担の平準化」につきましては、経費負担の年度間格差を抑制していくために、資本費を平準化して、資金不足の解消と世代間の負担の公平化を図っていくことが考えられますので、資本費平準化債等の活用を含めて、下水道使用料の改定を検討していきます。

そして、「3) 下水道使用料の改定方法」につきましては、中・長期での収支バランスを考慮して、後世への負担を残さず、世代間の公平性を確保するために、下水道使用料を一括改定する方針で検討をしていきます。

5-14ページに示しました上の図につきましては、建設改良費の平準化を図ったうえで、資本費平準化債の活用、下水道使用料の一括改定をし、長期30年間で経費回収率が100%となるように調整した財源状況であります。これにつきましては、先の審議会におきまして、委員皆さまに選択いただきました最適な財政シミュレーションでございます。

さらに、「4) 使用料体系の統一」につきましては、平成17年の合併時の検討課題でもあります。旧市町3地区の異なる設定により生ずる料金格差を是正していくために統一を視野に入れ、そして多量使用者等への措置を考慮しまし

事務局(久利生)	<p>て、下水道使用料の改定を検討していきます。</p> <p>5-14ページに示しました下の図につきましては、那須塩原市の下水道使用料体系です。</p> <p>第5章につきましては以上です。続きまして、第6章につきましては、久利生課長補佐より説明いたします。</p> <p>それでは、「第6章 下水道中期ビジョンの実現に向けて」ということで、6-2ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>これまで過去の審議会におきまして、30年間を想定しました期間で整備の事業量、施設の維持、そしてそれを支える財政のシミュレーションをしてきたところでございますが、特にこの第6章では、中期ビジョンの実現に向けて、平成32年度までの実施すべき事業内容をお示しました。</p> <p>実施内容一覧表についてご説明します。まず、項目名の一番左側の基本方針、こちらは第3章に記載してある基本方針なのですが、基本方針の1から基本方針4までが挙げられています。そして、その右側の方針・目標、こちらは第4章に記載されている目標でございます。こういったものを表として取りまとめであるわけですが、改めてここで青色の部分、基本方針1「生活環境の改善と利便性の向上」を見ますと、そちらに対する方針・目標としまして、効率的な整備手法、すなわち公共下水道ですとか、農業集落排水、浄化槽といった手法によりまして、生活排水処理人口の普及率の向上を早期に達成するというところがございます。掲げる目標としましては、生活排水処理人口の普及率が、平成21年度末現在で66.3%であったものを、平成27年度末では70.8%、平成32年度末では76.2%に持っていこうとするものであります。</p> <p>続けて、基本方針2でございますが、「環境保全機能の向上」ということで、下水道資源の有効活用により、地域に開かれた下水道の実現、循環型社会の構築に貢献します。下水道の汚泥の利用率を、現在も100%となっておりますが、これを継続しまして、平成32年度末においても100%の利用率を図っていききたいということです。また、計画的な施設管理により、下水道の機能の維持を図っていくということで、目標としましては3つの視点が掲げてあります。予防保全型の維持管理ですとか、ライフサイクルコスト最小化を目指した施設の長寿命化、さらに機能改善・高効率化を目指した施設の更新というものでございます。</p> <p>基本方針3では、「安全・安心なまちづくり」ということで、雨水排水対策を進めること、それから下水道施設の耐震化により、地震に強い下水道を構築しますということで、それぞれ目標が掲げられています。視点1、2、3、とありますが、被害の最小化を目指していきますということです。</p> <p>次に、基本方針4でございます。こちらは先程説明がありましたように、健全な下水道事業の経営を図っていくということで、経営基盤の強化によりサービスを継続します。目標としましては、公共下水道の汚水処理原価を、平成21年度に179円/m<sup>3</sup>であったものを平成32年度では160円/m<sup>3</sup>に持って</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

いくということ掲げています。

次の6-3ページでございます。施策、それから事業等と項目がありますが、事業等の方を見ますと、アクションプログラムということで平成23年度から27年度までの5年間、さらに中期計画ということで平成28年度から32年度までの5年間、合わせて10年間の事業等の計画を書いたものでございます。

「1-1. 公共下水道の整備促進」につきましては、污水管渠の整備（約140ha）、さらに中期では同じように140haを目標としているということです。以下「1-2. 浄化槽の整備促進」、「1-3. 水処理センターの増設」、さらに下の方の赤色の部分を見ていただくと、「4-1. 下水道経営計画の策定」、「4-3. 下水道使用料の適正化に向けた検討」と施策が掲げてありますが、これらは次のページから詳しく書いてございますので、そちらの方で説明したいと思っております。

早速ですが、6-4ページに移らせていただきます。こちらの6-4ページでは、大きい項目の見出し「1. アクションプログラム（平成23～27年度）」として記載してあります。

「(1) 生活環境の改善と利便性の向上」では、まず「1-1. 公共下水道の整備促進（污水管渠の整備）」として、事業認可計画に基づいて、公共下水道区域における污水管渠の整備を進めますということで、四角に囲みました中に、平成23年度から27年度の5年間の実施内容としまして、改めて140haの整備面積、そして整備予定額としては、約19.8億円を計上しています。

「1-2. 浄化槽の整備促進」では、同じように平成23年度から27年度、浄化槽の設置助成を継続して実施していくということで、下段に現在の補助金額がまとめてございます。5人槽、7人槽、10人槽、それぞれ補助金額が書いてあります。

続きまして「1-3. 水処理センターの増設」ということですが、こちらにつきましては、今後水処理センターへの流入下水量が增加する中で、アクションプログラム期間においては、塩原水処理センターの処理能力の不足が予想されますので、塩原水処理センターの水処理・汚泥処理施設を増設します。整備予定額としましては約1.5億円を計上しております。

次のページでございます。「(2) 環境保全機能の向上」では、「2-1. 水処理センターの空間活用」ということで、塩原水処理センターの観光、環境教育拠点としての活用を検討していきます。

また、「2-2. 下水処理水・下水汚泥の利用」ということで、発生する下水処理水、下水の汚泥、そしてさらには下水汚泥の処理過程から出る消化ガスというものがあるわけですが、これらも貴重な資源であるということで、これらの利用方法についても検討していくということでございます。

「2-3. 下水道施設の計画的な管理」ということで、施設の中でも管渠や



マンホールポンプ、処理場については、維持管理計画を策定しまして、予防保全型の計画的な管理を実施してまいります。また、下水道施設の劣化診断調査を行いまして、今後の改築事業のための長寿命化計画を策定する予定でございます。

次の6-6ページでございます。「2-4. 農業集落排水施設の維持管理」がございます。こちらは、2カ所に存在します、農業集落排水施設の管渠やマンホールポンプ、そして処理場、2カ所といたしますのは、東部地区浄化センター及び南赤田地区浄化センターでございますが、これらについても同じように維持管理計画を策定して、予防保全型の計画的な管理を実施してまいります。

「2-5. 水処理センター等の計画的改築」でございます。黒磯水処理センターと塩原水処理センターの機械電気設備につきましては、既に更新時期が経過しております。既に更新事業が始まっておりますが、アクションプログラムの期間につきましては、長寿命化計画を策定いたします。そして、計画的に改築を実施してまいります。枠の中で、黒磯水処理センター及び塩原水処理センターにおける改築の更新予定額でございますが、約7.1億円、さらに管渠及びマンホールポンプの改築につきましては、約1億円を予定してございます。

「2-6. 浄化槽の適切な管理の推進」につきましては、既設の浄化槽について、市民や事業者が維持管理を適切に行うことを期待してのものでございますので、継続的なPR活動や指導を今後も実施してまいりたいと考えてございます。

6-7ページでございますけれども、「(3) 安全・安心なまちづくり」ということで、「3-1. 公共下水道雨水管渠の整備」及び「3-2. 他の事業と連携した浸水対策」、「3-3. 下水道施設の地震対策計画の策定」、「3-4. 計画に基づく下水道施設の耐震化」と、それぞれ枠の中に示した事業あるいは計画を策定する予定であります。

6-8ページに移りたいと思います。こちらは「(4) 健全な下水道事業経営」ということで、説明が何度か重なるようになりますが、「4-1. 下水道事業経営計画の策定」として、下水道財政の現状分析、そして将来見通し、こういったものを踏まえまして、経営方針ですとか経営改善対策、水洗化促進対策等を示した下水道事業経営計画を策定するというのが目標に掲げてあります。

さらに「4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」ということで、施設整備費や維持管理コストの抑制を図るため、コスト削減対策を検討し実行します。また、さらなる経営効率化を図るため、企業会計など新たな経営手法の導入を検討してまいります。

「4-3. 下水道使用料の適正化に向けた検討」では、財政の収支バランスを改善するために、下水道使用料の適正化に向けた料金水準、使用料体系の改定を実施していくということ掲げています。

6－9ページでは、大きい項目の2でございます。平成28年度から32年度の中期計画について、書いてあるものでございます。「(1) 生活環境の改善と利便性の向上」では、「1－1. 公共下水道の整備促進（污水管渠の整備）」でございますけれども、公共下水道の区域における污水管渠の整備を進めるということで、引き続き平成28年度から32年度につきましても污水管渠を整備してまいりまして、この期間で約140ha、約19億円を投入予定でございます。

「1－2. 浄化槽の整備促進」につきましても、アクションプログラムに引き続きまして、浄化槽の設置助成を継続してまいりたいと考えております。

「(2) 環境保全機能の向上」でございますが、「2－2. 下水処理水・下水汚泥の利用」につきましては、現在も栃木県下水道資源化工場というところに汚泥を搬出しているわけでございますが、これを継続的に活用してまいりたいと思っております。

「2－3. 下水道施設の計画的な管理」では、先のアクションプログラムで策定されました維持管理計画（保守点検、修繕）に基づきまして、予防保全型の計画的な管理を継続的に実施していくということでございます。

次の6－10ページでございます。「2－4. 農業集落排水施設の維持管理」につきましても、アクションプログラムで策定されました維持管理計画に基づきまして、計画的な管理を継続的に実施していくということで、併せまして、劣化診断、長寿命化計画、これらも策定していきたいということでございます。

「2－5. 水処理センター等の計画的改築」でございます。こちらは、アクションプログラムで策定されました長寿命化計画によりまして、計画的に改築を実施してまいります。実施の内容としましては、黒磯水処理センター及び塩原水処理センターの改築としまして、約10.9億円、管渠及びマンホールポンプの改築では、約3.6億円、農業集落排水施設の改築につきましては状況を見ての実施ということになります。

「2－6. 浄化槽の適切な管理の推進」につきましては、これもアクションプログラムに引き続きまして、市民や事業者向けにPR活動を継続的にやっていくということです。

「(3) 安全・安心なまちづくり」に対しましては、「3－1. 公共下水道雨水管渠の整備」として約4.5億円、それから「3－2. 他の事業と連携した浸水対策」ということで、道路事業等の他事業と連携しまして、雨水管渠の布設等を図りながら、浸水対策を実施していくということでございます。

また、「3－4. 計画に基づく下水道施設の耐震化」ということで、アクションプログラムから引き続いて、耐震化事業を実施します。

「(4) 健全な下水道事業経営」でございますが、これにつきましても、アクションプログラムから引き続きまして、施設整備や維持管理コストの縮減対策

太田会長	<p>を実行していきます。</p> <p>6-12ページでは、「3. PDCAサイクルによる下水道中期ビジョンの実行方針」ということで、中期ビジョンにつきましては、このPDCAサイクルによりまして、実際の事業を行ったものに対して、評価、それから計画的な見直し、そういったものを重ねていって、より効率的・効果的な事業の実施を継続的に進めていくということ、この図で表しています。</p> <p>図の中央付近になりますが、矢印が上から平成21年度、一番下が平成32年度という風に、年度の進行が表されております。また、左側の丸の中には、P、D、C、Aそれぞれ各種計画策定、事業の実施と項目が挙がっております。</p> <p>最初のPLAN、Pにつきましては、右側の四角の中にもありますように、那須塩原市下水道が目指す将来像を示すものとして、「那須塩原市下水道中期ビジョン」を策定しました。その、今度はDということで、各種事業の実施に相当するものとしまして、「那須塩原市下水道中期ビジョン」のアクションプログラムに基づいて、各種事業を実施します。各事業の中でも、最新技術導入やコスト縮減等を検討して、より効率的・効果的な事業実施を目指しますということで、平成27年度までを表しております。そして、27年度から32年度までにつきましては、先程も説明しましたが、アクションプログラムで定めたものを評価・分析・公表してまいりまして、一番下のところへいきますが、改善見直しを行いまして、最終的には那須塩原市の将来像の実現をこういった手法で図っていくということ、ここに表しています。</p> <p>右の6-13ページにいきまして、「那須塩原市下水道中期ビジョン」では、第4章に目標設定があったわけですが、それらを事業実施しまして(D)、効果を上げるために評価(C)、改善(A)のための評価指標等を設定して、アクションプログラムを実行するという、下のところに表が書いてございます。「施策目標の評価シート」ということで、5カ年のアクションプログラムの期間の中では、評価の指標が掲げられております。例で言いますと、青い枠の中では、生活排水処理人口普及率は平成21年度、現状66.3%のものを期間終了の平成27年度には70.8%を目標としているということで、同じように基本方針2、基本方針3、基本方針4と、それぞれアクションプログラムの期間につきまして、目標値が掲げられています。</p> <p>以上がPDCAサイクルによる下水道中期ビジョンの実行方針ということで、第6章の説明を終わりたいと思います。</p> <p>それでは、あとの6章以降には用語解説がございます。これはご覧いただくということでお願いします。</p> <p>この間の審議の部分に限って、これまでの流れの中で、5章、6章というところをご説明いただきました。そこで、3時までご審議をいただきまして、少し休憩を入れて最終的なパブリックコメントまで進めていきたいと思っております。については、進め方といたしまして、特に今ご説明いただいた5章、6章という</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ところを中心といたしますが、そこに限定しないで、関係がありますので、その前のところも含めて、もしご質問やご指摘、ご意見があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
坂内（敏）委員	<p>5－14ページなのですが、使用料ですね。塩原地区の一番下の、84円で料金がかかる方に、何件か聞いてきました。水道料で、2ヵ月分ですけれども、多いところで200万円近くかかるそうです。当然、旅館ですね。84円単価で200万円なんですよ。</p>
太田会長	<p>現行の料金水準で既に。</p>
坂内（敏）委員	<p>はい。あ、ごめんなさい、下水道使用料だからちょっと違いますね。掛けるいくつですか？</p>
事務局（舟岡）	<p>計算方法が違いますので。</p>
坂内（敏）委員	<p>上水道で200万円使っているところになると、下水道料金はいくらになるのですか？</p>
事務局（江連）	<p>計算してみないと…。</p>
事務局（舟岡）	<p>即答はちょっとできません。</p>
事務局（江連）	<p>具体的に何m<sup>3</sup>使っているかがわからないと。例えば、月に1,000m<sup>3</sup>とか。水道だといくら、下水道だといくら、というのは、それぞれ計算方法が違います。水道料が例えば100万円だから、下水道料金が50万円ですよ、というものでもありません。</p>
坂内（敏）委員	<p>わかりました。でも84円の方が2ヵ月とはいえ、200万円も払っているということになりますと、下水道料金も馬鹿になりませんよね。</p>
事務局（江連）	<p>そうですね、接続していれば。</p>
坂内（敏）委員	<p>ああ、接続の問題もありますね。これはハイシーズンのときの話ですから、年間平均するとどれくらいだとか、そこまでは聞いていません。聞いてはませんが、お正月でもやっぱり100万円近く支払っているということを考えると、84円の方が、今度はいくらになるんですか？</p>
事務局（舟岡）	<p>シミュレーションでは、145.6円という数字が出ています。</p>

坂内（敏）委員	そこへ行きますと、資料がないから話にならないのですが。
事務局（舟岡）	事前にそれを出していただければ、計算できたのですが。たぶんお聞きになったことは、84円で200万円というお話ですと、下水道はまだ接続されていないのではないのでしょうか。接続されていれば、その段階で、今お支払いになっている金額がおわかりになるかと思いますが。
坂内（敏）委員	<p>わざわざ聞きに行くものでもありませんから、あくまでもいわゆる茶飲み話の中で聞いた話です。「こんな話を俺はしているんだ」ということで、話を伺ったら、こんなことだったんですね。</p> <p>使っているから払うのは当然なのですが、やはり急激に上がるということは、なかなか今の社会で耐えられないというようなことが出てくるのではないかな。ひとつには、生産性から言いますと、あの山の中で、板室もそうですが、かなりの生産性があると思うんですね。市に対する貢献というか。塩原地区が何でこういう設定になったかというのは、私は当事者ではありませんから知りませんが、たぶん入湯税とか色々な話があった上でのこういう体系ができあがったんじゃないかという風に考えるわけなんですよね。たぶん、町の時代にそういう貢献を評価して、色んな料金設定になったんだと思うんですよ。ですから、市になったのだから料金を統一して、というのわからなくはありませんが、努力して貢献なさっている方の意見も聞いていただきたいですね。</p>
太田会長	<p>前回、全体でお諮りをしてご確認をいただきましたが、あくまでもこれは、現状における見積りでもって推移した場合どうなるかという、そういうある種のモデル化した計算で大体これくらいになるのではないかという一定の目処をつけたということです。実際に地区ごとの料金の水準は違いますから、それは合わせるけれども、具体的に誰がどれだけ負担するかという個々の料金の割り振り方なども含めて、その部分についての料金設定の議論というのはまた別なところでやるということで一応確認をいただいたと思います。</p> <p>その際に、そういう非常に負担が急増する方に対する取り扱いとしては、例えば前回の場合ですと段階的な料金改定という、そういう選択肢のところで、そのようなご指摘が強くあったわけですが、前回は一括という風に整理いたしましたので、そうした意見があったということも含めて、意見を付記して次の料金審議のところに申し送ると、こういう取り扱いだったと思います。</p>
事務局（舟岡）	今おっしゃった部分につきましては、5-14ページの4)に、「多量使用者等への措置などを考慮しながら」と、文章を入れさせていただきました。
坂内（敏）委員	平成17年の合併時に決めたというのがそもそもの始まりになるわけですか？

事務局（江連）	<p>そうですね。公共料金、下水道も含めて、合併後速やかに料金体系を改定するという事になっています。</p>
坂内（敏）委員	<p>4)の「多量使用者等への措置などを考慮」、これではちょっと…という気がするんですよね。</p>
太田会長	<p>どういう風に文言を表現するか、記述するかということは確かにご議論があると思います。ただ、前回のときも確か、基本的な考え方としては統一させていただいて、その上で、特に変化の大きい方、具体的に言えば多量使用者の方という点については、地区別に今まで異なる料金水準であったために、それを統合することによって生ずる事柄として、そこは考慮していきましょう、と。ただ、そこをどう考慮するかということについては、この審議会では決めかねるので、次に申し送りしようということでした。そのときにこういう表現を入れて、あと具体的にどういうことをこの審議会で意見を交わして、この文言が入ったのかというのは議事録にそれを記しておく、という経緯だったと思います。</p> <p>例えば、坂内委員はこういう風に表現して欲しいというようなご提案はありますか？</p>
坂内（敏）委員	<p>せめて5)くらいにさせていただきたいですね。</p>
太田会長	<p>要するに項目を別立てにしてくれということですか。</p>
坂内（敏）委員	<p>はい。</p>
太田会長	<p>他の委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。特に今のところですね。前回も一括でやるか、段階的にやるかというところで、将来世代に対する負担の問題を考慮して、やはり一括にした方がいいのではないかとということで全体の意見がまとまったと思いましたが。ただその際に、少し配慮をするということでした。</p> <p>坂内委員からは、これを別項目で、ちょっとはっきりさせてもらいたいというご意見でございました。</p>
菊地委員	<p>この審議会の中では、これ以上に踏み込んだ内容で出すということはかなり難しいのではないですか？</p>
太田会長	<p>たしかに、具体的にこうするああするという数字的なものを確定して示すということはしにくいと思うんですね。あくまでも、先程から申し上げているように、今の見積りでもって将来を推計したときに、こうなるのではないかとという一定の目安を出したということになります。</p>

事務局(久利生)	<p>ひとつ参考としてよろしいですか。今回この使用料ということでは、特に全体の使用料のことを言っているわけでございます。</p> <p>個々に申し上げますと、例えば塩原地区では塩原水処理センターを建設しましたが、その塩原水処理センターは、処理量が1日6,000m<sup>3</sup>くらいあります。同じように黒磯地区では、黒磯水処理センターが、1日20,000m<sup>3</sup>の処理量の施設です。塩原水処理センターは過去に40億円ほどの投資をして処理場を作っています。黒磯水処理センターは、36億円です。</p> <p>要するに、その地区に合ったものということで建設したわけですが、実績として40億円という大きい金額を既に投資しているということと、また管渠につきましても、温泉街は岩盤がかなり多くありましたので、里の地区のような、土を掘るといような単価では到底できなかったわけでございます。1メートル当たりの単価が相当高いもので、それらが全て資本費の方に反映されているということもありまして、これらを全部合計した過去の支出、これからの整備、そういったものを全部含めて、それをどれだけ使用料で賄えるかという議論をされているところなものですから、シミュレーションではありますけれども、そういった要素が含まれているということなので、単価設定としましては、145.6円、これがそういう中で算出された金額ということでご理解いただければと思います。</p>
坂内(敏)委員	<p>私自身は、関係ないんですよ。個人的な生活をしていますから。こんなことを言う必要はないんです、本当は。だけど、塩原を愛する者として、居住する者としてね。</p> <p>温泉係をやったこともあるでしょうから、わかると思いますが、温泉だけだって安くはありません、決して。使うんだから当たり前、皆そうですよ。温泉地だから温泉がなければ仕事になりませんから。だけどそういうものばかりが増えていく。何でも物の値段が下がる時代に、これだけ増えていくということにはなかなか「うん」とは言っていただけではないのではないか、というのが現状なんですよ。</p> <p>私どもは既定方針で審議委員として集められたのですが、これについてはきちんとっておかないと、あるいは何らかの措置をとっていただかないと。145.6円ですか。ちょっと負担がきつすぎるのではないかと思いますね。</p>
事務局(江連)	<p>145.6円という金額がシミュレーションで出ているので、数字が大きくクローズアップされていますが、この審議会に市が求めているのは、料金を統一するときに、どういう考え方でやるのかということであって、145円にしますよと言っているわけではありません。その辺のところを間違えないようお願いしたいと思います。</p> <p>これはあくまでも、下水道に対する基準外の大きな繰り入れをしている、市の財政としてもそちらも大切なものですから、そういったものを軽減していく、なおかつ下水道も健全に、整備目的に沿って整備をどういう風にするか、その</p>

	<p>ときにどういう料金のあり方が良いかを審議していただくものであります。ひとつのシミュレーションとしてこちらで計算をして提示をしました。こういった考え方で、料金算定についてはまた別に検討していくということです。今回は考え方ということです、この145.6円でいくということでは決していないので、その辺だけはご理解をいただきたいと思います。</p>
関谷委員	<p>坂内さん、どうでしょうか。5) を設けるのもちょっと難しい、文言も難しいということであるならば、「多量使用者等」の部分はせめて、ゴシック体で表示してあげるくらいのところで妥協できませんか。</p>
松本委員	<p>これは妥協するとかしないとか、そういう問題じゃないでしょうか？</p>
坂内（敏）委員	<p>関谷委員のおっしゃっていただいたことは大変ありがたいのですが、ちょっとそういうことは委員の中でやることではないんじゃないか、あくまでも執行部にお答えいただかないと、これは話にならないと思います。</p>
長谷川委員	<p>案としてですよ。</p>
関谷委員	<p>委員としてここは強調したんだよ、という。</p>
松本委員	<p>最初言っていたように、1項目入れるということで通ったでしょう。</p>
坂内（敏）委員	<p>1項目ないじゃないですか。1行だけじゃないですか。</p>
松本委員	<p>1行、これだけ入れればたくさんでしょう。それともうひとつは、地域によって値段が違うというようなことになると、じゃあ自分の家の方はどうなんだということにならない？大量に使うから、というようなことで、こういうことになるならば、それは先程言ったような項目で考えてもらうということしかないでしょう？</p>
吉田委員	<p>私も同じなのですが、以前にも言いましたように、私が一番一般的な市民に近い立場の者だと思うんですね。塩原という非常に不便な場所に住んでいて、大量に使うから安いというのは、平地に住んでいて、でも、今この世の中でお給料も減ってすごく頑張っている人というのは、塩原以外にもいっぱいいると思いますが、そういう人は安くならないの、という話になってしまうと思うんです。それでもあえて、「多量使用者等への措置なども考慮しながら」と、考慮していただけるだけ、この1行があるだけでも、いいのではないのでしょうか。確かに本当に温泉は苦しいし、場所も悪いというのも毎月聞いているのでわかりますが、黒磯、西那須野でも大変な人はいると思います。そういう方のことは、あまりお考えにはなっていないだけではないですか？ちょっと方向が違ってきた</p>



<p>松本委員</p>	<p>ような気がしますが、あくまでも統一が前提であって、ただ多量に使う方には、ある程度特別サービスみたいなものがついている感じで、こちらの方がお得だと、いっぱい払っているから少しまけてもらっているというようには解釈していただけないのでしょうか。</p> <p>ここでこれを決めるというのではなくて、意見だけ聞いておいてもらって、考えてもらうしかないでしょう。ですから、この表の上の方の人たち、西那須野、黒磯の人たち、塩原の人たちも1㎡につきいくらというのは同じでしょう？ 結局。それを、多量に使うから考慮してくれというようなことで、1項目入れたので、ここでいくらにしる、これを下げてやれというような結論は出せないと思うんです。</p>
<p>坂内（正）委員</p>	<p>前回大体話は色々出まして、これが入っているということでいいと思いますが、先程関谷委員が言われたように、できればゴシック体で入れておいてもらえれば。というのは、この資料は当然、次の料金を検討する委員会の中で尊重されるということですよね。で、「多量使用者等」のところが太字で書いてあれば、やはりこれはわかると思いますので、できればその辺は考慮していただければと思います。</p> <p>私も、坂内敏夫さんも、これが言いたいのだと思うんですが、それぞれの立場から、地区から出て色々な意見を言う。これだけ厚い本の中で、非常に関心のあるところだと思うんですね。確かに我々は料金を決める委員会ではないけれども、これは当然尊重されるということだろうと思いますので、そんな風にしていただきたいと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>この件について、特に一言二言言いたいという方はいらっしゃいますか？</p> <p>《特になし》</p> <p>なければ一応この件はここで整理させていただこうかと思いますがよろしいですか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは全体を改めて確認させていただきたいと思います。先程部長さんからも考え方というか、この審議会の性格というところでご指摘をいただきました。具体的なシミュレーションで数字を出して議論はいたしました。それはこうした数字がないと雲をつかむような議論になってしまい、難しかったもの。ですから、したがって、その現状を基礎にしながら推計をして、数字をその限りにおいて使ったということだと私は理解しております。</p> <p>この5-14ページの図の下の※印もそういう主旨で、特に、なぜ145.</p>

	<p>6円という具体的な数字が出ているかということ、その後の、国の指導基準である150円を下回っている。そこと比較しているという主旨だと思うんですね。言い方を替えれば、使用料水準を判断する上で、145.6円という具体的な数字を示すことで国が定めている全国基準と比べることができるようになり、それでも全国基準より下にいることが分かるという、そのことを理解してもらうために、あえて145.6円というコンマ以下の数字まで出して示しているのご理解いただいた方がいいと思うんですね。</p> <p>したがって、いくらにするかとか、あるいは個々の使用者の使い方によっていくらになるのかとか、そういうことはまた別途検討の場があるということでございますので、あくまでもここは基本的な考え方を示させていただくということで、まずこの審議会の性格と答申との関係をご理解いただければと思います。</p> <p>あともうひとつは、もちろんこの審議会委員としてそれぞれの地域なり職域なりというところからご参加いただいているのですが、あとでまた議題になりますが、パブリックコメントという形で、これをひとつの案として、市民の皆様にご意見をうかがう、そういう機会を設けますので、その中では、審議会委員各位が全責任を背負ってここに出ているということではなくて、提案する意見を取りまとめていく議論にご参加いただいて、そしてひとつの考え方を示していただいたと。それでいいかどうかということも含めて、パブリックコメントにかけるということですので、その中で当然こういう議論があれば、直接市民の方からそういう機会を通じて意見が出されてくるだろうと思います。</p> <p>したがって、そういうことを踏まえた上で、取り扱いとしては、あまり個別の事柄について深く踏み込んであれこれというような審議会答申を市民の方に示すということは、却ってある種の予断を与えることにもなりかねない部分がありますので、なるべくそこは中立な形でこの基本的な考えということに沿った形で取りまとめさせていただければありがたいと思います。</p> <p>そこで、関谷委員もおっしゃったし、坂内委員の方からもせめてゴシックくらいはどうかと、少し太字にして強調するくらいはどうかというご意見がございましたので、これのみどうするかということをお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。この部分は、注意をもらうという主旨で、先程申し上げたような基本を損なわない範囲でできるぎりぎりのところとして、ゴシック表記にするということで、とくにご異議がある方はいらっしゃいますか。</p>
坂内（敏）委員	異議はあります。ここをゴシックに直すだけでしょう？せめて5）くらいにして欲しいです。
太田会長	別立てにして欲しいということですね。
事務局（舟岡）	この文章の4）というのは、このための4）でありまして、5）にしてしまうと、4）が基本的になくなってしまいます。

坂内（敏）委員	じゃあ①にしてください。
事務局（舟岡）	要するに、使用料体系が3地区分ありますよ、その中で、大量に使うところもあるから、それについては検討しましょうという文章を、前回のときにお話いただいた分で挙げたのが4）という形です。5）にしてしまうと4）に書く言葉がなくなってしまいます。
長谷川委員	ゴシック表記でいいのではないですか？
渋井委員	4）自体がこのためのものなのだから、ゴシックにもする必要はないと思います。ゴシックにしたらおかしいですね。
太田会長	<p>4）の表題というのは、地区ごとに別々の料金水準になっているので、それをひとつにしましょうと。それは合併協議での約束事項ですので、そういう点で1本の料金ですよということを謳ったんですね。そうした場合に、非常に料金の負担の急激に高まる方々がいるから、それについては激変緩和という主旨も含めて、その激変緩和も、前のときには全ての市民が対象となる形で、段階的な改定ということのひとつの選択肢としましたが、この審議会として、やはりそれは後世への負担を先送りするだけではないのかという、そういうご議論が大勢だったと思うんですね。したがってそうした特に負担が急増する方については、一定の配慮が必要かもしれませんというようなことでこれが入ったわけです。</p> <p>ということで、ここの4）の全体は何が基本かということ、3地区統一料金というところが中心の主旨だと思います。そのときに、どうしても今申し上げたようなことが起きるので、それでこのような表現になったということだと思います。</p>
松本委員	3地区で統一しましょうと決まったのですから、そういう方針なのですから、そのまま通して、大量に使うところはその分どこかで。塩原地区だけはこれだけにしましょうというわけにはいかない。私はそう思います。ですから使うところだけは考えてあげましょうということです。
相田委員	4）が統一ということなので、※印か何かで、「ただし」みたいな形で大量使用者等への措置を記載するというような対応がしっくりくるのではないのでしょうか。塩原地区だけ、といいます、例えば工場とか、多く使うところもありますよね。
関谷委員	塩原地区だけというのではなくて、要するに多量使用者ということですから、西那須野であろうと黒磯であろうと、多量に消費する方の救済措置ということですね。

<p>太田会長</p>	<p>いずれにいたしましても、どこを対象にするのかとか、どのくらい実際の配慮の水準を決めるのかというのは、繰り返しますがここで審議することができない部分なので、あくまで考え方として示すということになると思います。そうした考え方としてすくい上げることができるのであれば、広い意味での激変緩和ですよ。私の理解では、非常に急激に負担が増大するという場合には、そうしたことはよくありますから、その範囲として考え方を示すというのがせいぜいでしてね。この対象は誰だとか、水準がどうかとかいうところまでいきますと、少しこの審議会の役割・使命を超えるのではないかなと思います。</p> <p>ということで、今新しいご提案があって、※印で行を変えて示していくのはどうかというご意見もございました。色々なご意見が出ましたので、いちいち決を採っていくような話でもなさそうだと思いますので、いかがでしょうか、そういう色々なご意見があったということはもちろん議事録にも残しますし、ここで文章にして表すことについては、できれば私と副会長にご一任いただくとありがたいのですが。</p> <p>《異議なし》</p> <p>じゃあ坂内委員よろしいですか。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>返事はなかったということ。</p>
<p>太田会長</p>	<p>はい、わかりました。では申し訳ありませんが、そのような取り扱いとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>その他、何かお気づきのところがございましたら。</p> <p>《特になし》</p> <p>それでは、3時を目処にということで、あとのパブリックコメントの文章の扱いもありますので、そのときに少し言い損なったということがあればお出しただくとして、ここで休憩を入れたいと思います。5分くらいでよろしいですか。</p> <p>では、3時10分に再開させていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>～5分間休憩～</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは皆さんお揃いでしょうか。再開させていただきます。</p> <p>休憩前の続きということで、もし只今のところも含めて、全体としていかがでしょうか。ご指摘・ご意見があればお出してください。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>くだいて言うと、今までの料金は安すぎたということですね？</p>

松本委員	<p>前回、何で地域によって料金が違うんだと聞いたらああいう回答があったから、今まで安かったからこうなったという意味じゃないだろうと思うんですね。</p> <p>これだけの経費がかかって、これだけの料金が增えるまでの、加算するまでの設備その他の色々なことがあって、そういうことになったのだと思いますね。</p>
太田会長	<p>いずれにしても、負担区分のルールというのがあるわけですが、本来使用料で賄うべきコストの範囲というのが賄いきれていなくて、そこに税金が入ったということです。それをやはり、ルール通りにもう一度見直していこうというのが基本です。その部分について、地区別も含めて、全体でひとつにしながら、統一した本来のルール通りの使用料を考えていこうという主旨です。</p> <p>それでは、特になければ、また後でお気づきの点があれば、戻っていただいで一向に差し支えございませんので、次の議題、パブリックコメントのところに移らせていただきます。</p> <p>それでは事務局の方から、議題2のパブリックコメントについてご説明いただきたいと思います。</p>
事務局（飯田）	<p>それでは、パブリックコメントについて説明させていただきます。皆さんのお手元にある、「パブリックコメント募集概要」をご覧ください。読み上げて説明させていただきます。</p> <p>案件名。下水道中期ビジョン（案）「下水道事業経営のあり方」について。</p> <p>募集期間。平成23年2月14日から平成23年2月28日まで。</p> <p>案件の概要。本市では、平成21年5月より2ヵ年かけて、「下水道中期ビジョンの策定」を進めています。下水道中期ビジョンについては、本市下水道が目指す将来像とその実現に向けた今後10年間の下水道整備のあり方、下水道事業経営のあり方を示したものです。前回は「下水道整備のあり方」について意見募集を行いました。今回は「下水道事業経営のあり方」について、皆さんの意見を募集します。詳細については、別添下水道中期ビジョン（案）及び下水道中期ビジョン・概要版（案）を確認願います。</p> <p>閲覧窓口・時間。上下水道部下水道課（西那須野庁舎2階）、土・日曜を除く午前8時30分から午後5時まで。</p> <p>意見を提出できる対象。市民および市内に勤務または在学している人。市内に事務所、事業所を有する人または法人（団体も含む）。本案件に利害関係を有する人。（注）本案件に利害関係を有するとして意見を提出する人は、利害関係について簡単に記述してください。</p> <p>意見提出先。意見の提出については、4つの方法があります。窓口へ持参する。郵送で送る。FAXで送信する。電子メールで送信する。これら4つは全部、西那須野庁舎2階の、上下水道部下水道課へ届くような形になります。</p> <p>その他。那須塩原市のホームページに掲載。</p> <p>「広報なすしおばら」については、2月5日号によってお知らせする予定です。ホームページには、2月14日に掲載を予定しております。以上が説明に</p>

	なります。
太田会長	ありがとうございます。このような形で、本編と概要版と、両方をパブリックコメントにかけますということでございます。期間は先程ご案内があったとおり、そして掲載方法もホームページその他ここに挙げてあるとおりでございます。いかがでしょうか。ご意見があればどうぞお出しください。
坂内（敏）委員	一番下のホームページについては当然、窓口の時間に限られるわけではありませんよね。
事務局（飯田）	はい。
金子副会長	前回のパブリックコメントはあまり件数が多くなかったので、今度は広報でちょっと目に付くような書き方で、うまくやれる方法はありませんか。
事務局（舟岡）	広報の誌面が限られていますから…。
松本委員	広報の枠の割り当てがあるからね。
金子副会長	細かく読む人であればわかりませんが、ざっと読む人が目に付くような書き方ができないかなと思うのですが、どうでしょうか。
松本委員	それほど期待はできませんよね。
長谷川委員	前はほとんどなかったですね。
松本委員	関心を持ってもらえるように、一工夫していただければ。
事務局（江連）	前回広報に出したときには、大きな字で見出しをつけてもらっているのですが、それでも反応がなかったような状況です。
金子副会長	これは要望ですから。できればの話です。
事務局（舟岡）	今回予定していますのは、ちょっと見づらいとは思いますが、1面の中の上半分、このくらいの量でパブリックコメントの記載をさせていただいていますので、結構誌面的には大きく載せてもらっています。これを果たして皆さんが見てくれるかどうかというのは、なかなか難しいところがあるとは思いますが。
太田会長	いかがでしょうか。文書自体を直接見たい場合には、この庁舎にくるということですね。あとは、パソコンを通じてホームページで閲覧するということで

坂内（正）委員	<p>す。</p> <p>これを出すのでしようが、多くの人に見てもらいたいということになると、通常のやり方としては、キャッチコピーをつけるとか、誰もが関心があるような文言を入れてやる。そうすると関心と呼べるようになると思います。これはパブリックコメントという募集のやり方として仕様がないうことなのかも知れませんが、単純に、皆さんに関心を持って見てもらって、意見を言って欲しいということであれば、難しい文言は外して、関心があるような文言を入れてやる、その方がいいと思います。これだとおそらくさっと流しちゃうでしょうね。</p>
太田会長	<p>おっしゃるとおりで、パブリックコメントはあくまでも「意見を聞きました」というアリバイ的にやるわけではありませんので、そういう効果が上がるような工夫はしていただきたいと思いますね。今坂内委員がおっしゃったような、タイトルの付け方ということもその内のひとつでしょうし、いずれにしろ、何らかの目に付く形で、ひとつでもふたつでも、前回以上に意見が出るようにしていただきたいと思います。</p> <p>他はよろしいですか？もしご異議がなければ、そのような多くの意見がいただけるように工夫をして、見やすく、それから関心を生むように、パブリックコメントを進めていただくということを、この審議会としては要望事項として明確にした上で、このような手順と取り扱いでパブリックコメントにかけるということをご承認いただきたいと思います。</p> <p>《異議なし》</p> <p>では、そういう形でもって、ご確認いただきました。ありがとうございます。それでは、翻って、この本体の方に関して、もしこの際に言い忘れたということがあれば、お出しいただくということでお願いいたします。</p>
菊地委員	<p>質問ですが、6－2ページの基本方針1のところですね。生活環境の改善と利便性の向上というものがあります。そして生活排水処理人口普及率が66.3%の現状から70.8%、76.2%と上がっていくわけですが、これに入らない人、恩恵を受けられない人が市内には30%くらいいるということですね。そういう方は汲み取り方式で汚水を処理しているのだと思いますが、浄化槽以外にも汚水処理できる方式があるのか、私は具体的な方法を知らないのですが、国内で、海外でもいいのですが、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局（舟岡）	<p>今のご質問ですが、まず最初に下水道、農業集落排水、これについてはエリアを決めて整備していきます。それ以外の部分、図面上ですと白い部分になる</p>

	<p>のですが、そういった部分については合併浄化槽の補助金を出しながら整備していくエリアになります。</p> <p>その他のし尿処理方法ということにつきましては、今あるのは、循環させて汚水をきれいにする方法などはあるのですが、そういうものについては、公園のトイレとか、なかなか電気が通らないようなところでやっているものはあるのですが、一般家庭ではちょっと見当たらない状況です。</p> <p>それから以前もこの審議会でお話がありましたように、雨水を利用して流すという方法もあるのですが、雨水をくみ上げるのに施設のお金がかかるということで、一般住宅では普及していない状況です。</p> <p>ですから、通常で言います水質の保全、垂れ流しをやめるという方法の中では、下水道と農業集落排水と浄化槽、この3つの方法が水質保全のひとつの方法です。それ以外の方法につきましては、トイレは汲み取りをしますが、雑排水は地下浸透の地獄だめもしくは本当は流してはいけない側溝に流したりというようなことがあります、どうしても水質保全の方でまずい結果になってしまうということになりますので、那須塩原市として今進めているのはこの3つの方法です。</p> <p>その他にコミュニティプラントとか色んな方法、浄化槽を大きくして何軒も集めてやるという方法もあるのですが、これは那須塩原市ではやっていないと思います。</p>
菊地委員	<p>那須塩原市の中でそういうことを実験的あるいは先進的に取り入れている場所というのはあるのですか？</p>
事務局（舟岡）	<p>こちらで聞いている中ではないですね。ただ、大きい分譲地にした場合、個別の浄化槽ではなくて、分譲業者が大きい浄化槽をつけて処理しているというのはありますが、これについても排水先の問題がありまして、放流できる水路があって、しかも水路の管理者が許可をしてくれるということでもなければ、なかなかそういった方法もできない状況です。</p>
坂内（敏）委員	<p>一般会計からの補填分が他の事業を犠牲にするということが書いてありますね。経費節減とか色々議論はしてきたところですが、ひとつわからないのは、8名の方が市役所の方ですよね？後ろの方がコンサルの方。職員とコンサルとの役割分担はどうなっているんですか？</p>
事務局（舟岡）	<p>前にいるのは職員、後ろにも職員はいますが、コンサルさんの方には数的な資料とか、エリアの拾い出しとか、そういったものをお願いしております。基本的には下水道課がこれの所管でございまして、部長以下係まででこれを取りまとめているというような役割分担です。</p>
坂内（敏）委員	<p>経費節減には十分努めていただいているということですよ？</p>



事務局（舟岡）	<p>はい。整備の手法の中にコスト縮減を図りながらとかそういった文言が入っています。現段階もそれは進めながら整備促進はしていますし、今後の下水道のあり方としましても、前にも一度お諮りしましたが、1軒2軒の家しかないところに下水道を持って行って2,000万円もお金をかけてもそれは効率的ではないだろうということで、効果的効率的な下水道の整備という方法をとっているところも当然コスト縮減には入るということでございます。</p>
太田会長	<p>今坂内委員のおっしゃっていたのは、4-14ページ、汚水処理原価のところですね。そこの中の、施策4-1とか4-2とかが関わるところだと思います。実際に起債償還費の減少というのは大きく効いているということですが、全体として20円弱のコスト縮減の目標を掲げています。</p> <p>他にいかがですか。</p> <p>《特になし》</p> <p>よろしいですか。それでは、もし是非一言という方がおられなければ、「(3)その他」というところを残しまして、本題の議論をここで取りまとめさせていただきたいと思います。「(3)その他」は、事務局の方から何かありますか？</p>
事務局（相葉）	<p>スケジュールについては前回もお示ししましたので、あえては確認いたしません。お知らせということで申し上げます。次回は3月3日に同じ時間から始めます。1週間前に今日までの部分を取りまとめ、答申の資料を皆様にお送りしますので、事前に熟読をいただきまして、審議に望んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
太田会長	<p>パブリックコメントの結果も踏まえて、次回はいよいよ最終的な答申前ということでお諮りをするということでございます。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【15：34終了】</p>